

平成21年度に行う 主な保健事業

●保健のPRに

- ◆機関誌「健保だより」の発行（年4回）
- ◆保健事業予定ポスターの配布
- ◆育児雑誌「赤ちゃん和妈妈」の配布（1年間）
 - ・出産された被保険者・被扶養者に
- ◆ホームページの運用

●病気の予防に

- ◆インフルエンザ等予防接種の補助
- ◆人間ドックほか、各種健診の実施・補助
- ◆特定健診・特定保健指導の実施

●体力づくりに

- ◆海の家・山の家開設（夏期）
- ◆プール利用補助（夏期）
- ◆健康ウォークの開催（4月・10月）



●在宅療養のお手伝い（補助）

- ◆介護機器・用品の購入・借用の補助
- ◆在宅介護サービスほか、各種サービスの補助
 - ・介護保険の認定を受けられなかった方が対象となります

とご家族の健康をお守りすることになりました。支出の中でも特筆すべきはやはり前述の高齢者医療制度への支援金・納付金等です。これだけで、皆様と事業主から納めていただく保険料の約45%を占めており、このため、積立金を取り崩して予算編成せざるを得ない状況になりました。

当組合では、厳しい状況ではありますが、皆様とご家族の健康づくりをサポートすべく、さまざまな保健事業を実施してまいります。これらの事業を積極的に活用していただくとともに、当組合の事業運営にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

介護保険

平成21年度予算のあらまし

	科目	被保険者1人当たり額(円)
収	介護保険料	85,618
	合計	85,618
支	介護納付金	65,448
	介護保険料還付金	74
	積立金	20,096
	合計	85,618

予算編成の基礎となった数値

- 被保険者数+被扶養者数 ————— 5,594人
- 被保険者数 ————— 3,821人
- 平均標準報酬月額 ————— 561,000円
- 平均標準賞与額 ————— 2,412千円
- 介護保険料率 ————— 千分の10
 - 事業主 ————— 千分の5
 - 被保険者 ————— 千分の5

皆様のご理解・ご協力をお願いします

そのような中、当組合の平成21年度予算は、総額46億3,915万7千円で皆様

米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が、世界的な金融市場の混乱と不安定化を招いた昨年度、わが国においても株価の暴落や円高などにより、ほとんどの企業がダメージを受け、回復基調にあった景気が一気に後退しました。

また、健康保険組合にとっても昨年度は大きな変革の年でした。メタボ健診が義務化され、健保組合等、保険者の役割がさらに重くなった一方、新たにスタートした高齢者医療制度への支援金・納付金の重い負担により、健保財政は未曾有の危機に陥っています。

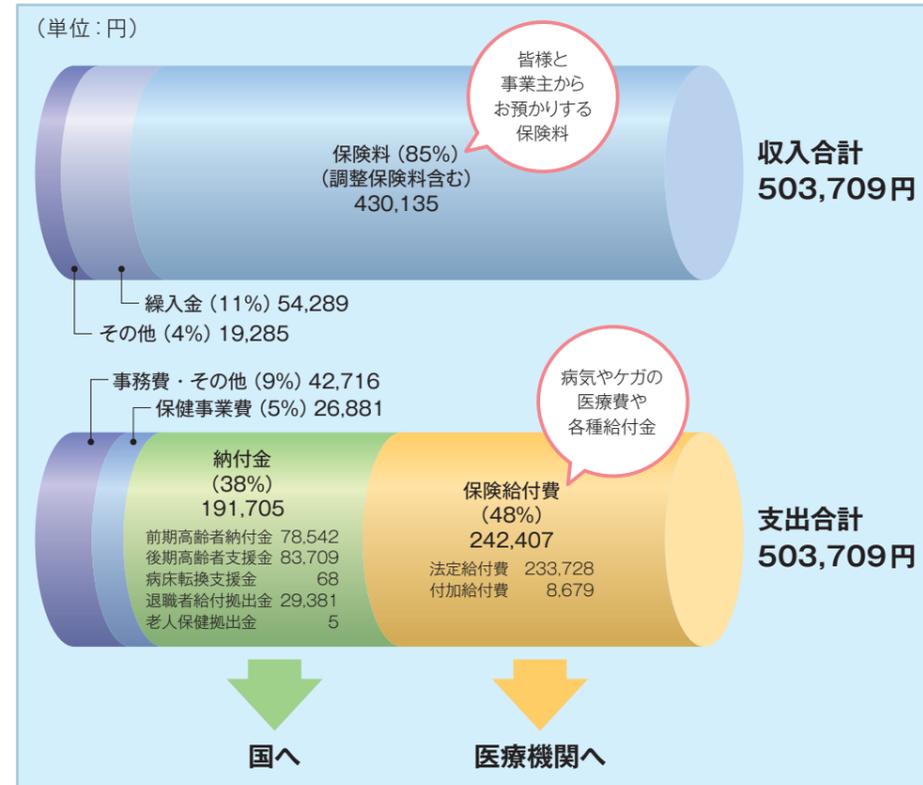
高齢者医療制度の支援金・納付金で厳しい財政状況

高齢者医療制度への納付金等の負担重く、厳しい健保財政

健康保険

平成21年度予算のあらまし

(被保険者1人当たり)



予算編成の基礎となった数値

- 被保険者数 ————— 9,210人
 - 男 ————— 6,373人
 - 女 ————— 2,837人
- 平均標準報酬月額 450,950円
 - 男 ————— 514,350円
 - 女 ————— 308,520円
- 平均標準賞与額 — 1,804千円
- 平均年齢 ————— 39.60歳
 - 男 ————— 41.70歳
 - 女 ————— 34.80歳
- 被扶養者数 ————— 9,860人
- 扶養率 ————— 1.12人
- 保険料率 (調整保険料率含む) ————— 千分の60
 - 事業主 ————— 千分の33
 - 被保険者 ————— 千分の27

整骨院・接骨院の施術内容について 健康保険組合から、 皆様にお尋ねすることがあります

整骨院・接骨院からの請求の中に健康保険の対象とならない施術の請求や架空請求・水増し請求といった適正に欠ける請求も一部見受けられます。

健康保険組合では請求内容と、皆様が実際に受けられた施術内容が一致しているかを確認するため、施術日や金額等について照会させていただく場合があります。

皆様からお預かりしている大切な保険料を正しく使うため、ご協力をお願いいたします。

このような場合は整骨院・接骨院で保険証が使えます

- 急性または亜急性の外傷の捻挫、打撲、挫傷（肉離れなど）（出血を伴う外傷は除く）
- 骨折・不全骨折・脱臼
（医師の同意が必要ですが、応急手当の場合は不要。ただし応急手当後の施術には医師の同意が必要です）



このような場合は整骨院・接骨院で健康保険は使えません

- 仕事や家事などの日常生活による単なる疲れ、肩こり、腰痛に対する施術
- スポーツによる筋肉疲労、負傷原因が不明の筋肉痛に対する疲労改善のためのマッサージや温・冷あん法治療
- 神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等の疾病からくる痛みやこりに対する施術
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 単なる加齢からくる痛み
- 打撲・捻挫が治ったあとの漫然とした施術、マッサージ代替りの利用
- 外科・内科・整形外科で治療を受け、同時期に同一部位の治療で接骨院などにかかっている場合
（依頼・指導があった場合は可）



☆委任欄への署名（捺印）は確認後自分で！

施術内容を確認した署名がある場合のみ健康保険組合から療養費が整骨院・接骨院へ支払われます。

平成21年1月から

出産育児一時金が3万円引き上げられました

被保険者（本人）や被扶養者（家族）が出産したときに、健康保険組合から給付される「**出産育児一時金**」が、平成21年1月から3万円引き上げられ**38万円**となりました。

これは、同年同月からスタートした「産科医療補償制度*」で、1分娩当たり3万円の掛金が必要になるため、引き上げ分を同制度にあて、妊産婦の負担増を軽減するための措置です。

さらに、厚生労働省は、緊急の少子化対策として今年10月からも出産育児一時金の支給額を引き上げる見直し案を提示しました。2009年10月から2011年3月までの暫定措置として、全国一律に額を引き上げるとしています。具体的な引き上げ額は、4万円となる見通しです。

※産科医療補償制度

分娩機関が民間の保険会社に1件あたり3万円の保険料（掛金）を支払って加入することにより、分娩に関連して発症した（医師の過失の有無にかかわらず）重度脳性麻痺児に対して3,000万円（一時金600万円、分割金120万円が20歳まで毎年）が支払われます。また、脳性麻痺の原因分析および再発防止策を講じ、産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。

ただし、この制度に加入している分娩機関で出産した場合のみ適用されますので、ご注意ください。

※平成21年2月23日現在の加入率は99.2%

●補償の対象

- 平成21年1月1日以降に出生したお子さん
- 出生時の体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上で、身体障害者1・2級相当のお子さん

※出生体重や在胎週数が基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上であれば個別審査により補償の対象となる場合があります。

今年度も、引き続き 特定健診・特定保健指導を 実施してまいります

特定健診・特定保健指導で生活習慣病を予防しましょう！

平成20年4月から、40歳以上の被保険者・被扶養者の皆様には「特定健診・特定保健指導」を受診していただくこととなりました。平成21年度も引き続き、実施してまいります。

豊通健保では、以下のように5ヵ年の実施目標を定め本事業に取り組んでいます。

① 特定健康診査の実施にかかる目標（国が示す当健保への指標：平成24年度で77.14%）

目標実施率

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
70.9%	73.6%	76.0%	78.4%	80.1%

② 特定保健指導の実施にかかる目標（国が示す当健保への指標：平成24年度で45.0%）

目標実施率

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
18.9%	23.5%	30.3%	39.5%	45.2%

③ 特定健康診査等の実施の成果にかかる目標

平成24年度において平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者・予備軍の減少率を10%以上とする。

※高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、

5年ごとに、5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとします。

上記の目標達成のために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ご家族（被扶養者）の皆様へ

～健保組合が実施する健診をお受けください～

豊通健保ではご家族の皆様へ以下の健診のご案内をさせていただいております。（健診項目には、特定健診項目も含まれています。）

人間ドック 自己負担5,000円
地域巡回健診（女性のみ）自己負担2,000円

※上記の健診結果については、健康保険組合が皆様の健康の保持・増進をはかるために使用いたします。



健康に自信が持て、明るい毎日を過ごすためにも、年に1回は健診を受けましょう！